



国際協力銀行による 環境社会配慮確認について

2007年7月20日
国際協力銀行
環境審査室次長 岡崎 克彦

本行の環境社会配慮確認 にかかる基本方針

- 環境社会配慮プロセスにおける地域住民、
現地NGOを含むステークホルダーの参加の
重要性を認識
- 相手国の主権を尊重しつつ、相手国、借入人等
との対話を重視

2

環境社会配慮確認のための 国際協力銀行ガイドライン

- ◆ 国際金融等業務および海外経済協力業務に共通に
適用
- ◆ 環境社会配慮確認を通じ持続可能な開発への努力
に貢献
- ◆ 地球環境保全等に貢献するプロジェクトを積極的に
支援
- ◆ 確認の対象は汚染対策、自然環境、社会環境(非
自発的移転、先住民等への人権の尊重を含む)
- ◆ 国際的な議論を踏まえて策定

3

ガイドラインの目的・位置付け

- ガイドラインは以下の要件を示す
環境社会配慮確認の手続き
判断基準
融資対象プロジェクトに求められる環境社会配慮
- ガイドラインを予め示すことにより将来の融資を期待
するプロジェクト実施主体者に適切な環境社会配慮
を行うよう促す

4

環境社会配慮確認にかかる 基本的考え方 - 1

環境社会配慮 プロジェクト実施主体者

環境社会配慮確認 本行

- | | |
|-----------|-----------|
| 【3つのフェーズ】 | 1)スクリーニング |
| | 2)環境レビュー |
| | 3)モニタリング |

環境社会配慮確認に要する情報

- ・借入人、プロジェクト実施主体者、相手国政府等、協調融資金融機関、ステークホルダーから情報入手
- ・協調融資の場合、参加金融機関等と情報交換
- ・必要に応じ、サイト実査、専門家から意見聴取

5

環境社会配慮確認にかかる 基本的考え方 - 2

適切性を確認するための基準

- ・現地基準を遵守し、国際的基準(国際機関、地域機関、日本等先進国の基準、グッドプラクティス)を参照
- ・現地基準と国際的基準に大きな乖離がある場合には、相手国、プロジェクト実施主体者等と対話を行い、背景等を確認

意思決定への反映

- ・適切な環境社会配慮がなされない場合、融資は行わない

6

環境社会配慮確認手続き - 1

1. スクリーニング

出来るだけ早期に行う

2. カテゴリ分類

- (カテゴリA): 重大で望ましくない影響のあるプロジェクト
- (カテゴリB): 影響がカテゴリAほど大きくないプロジェクト
- (カテゴリC): 影響が最小限かあるいは全くないと考えられるプロジェクト

以下のプロジェクトは原則カテゴリC

本行支援額が10百万SDR相当円以下
人材開発、国際収支支援、権益取得等
機器等単体輸出、本行の関与が小さいもの

- (カテゴリFI): 予めプロジェクトが特定されないITSL等

7

環境社会配慮確認手続き - 2

3. カテゴリ別の環境レビュー

(カテゴリA): 環境アセスメント報告書を徴求し、それに基づきレビューを行う

(カテゴリB): レビューの範囲はカテゴリAより狭い
環境アセスメント報告書は必須ではない

(カテゴリC): 環境レビューは省略

(カテゴリFI): 金融仲介者等を通じて実質的に本ガイドラインで示す適切な環境社会配慮を確保

4. モニタリング

- ・カテゴリA及びカテゴリBは一定期間モニタリング
- ・環境社会配慮が十分でない等の指摘があった場合には、借入人にその指摘内容を伝え、必要に応じプロジェクト実施主体者に適切な環境社会配慮がなされるよう求める。適切な対応が取られない場合には、融資契約に基づき貸付実行の停止もあり得る。

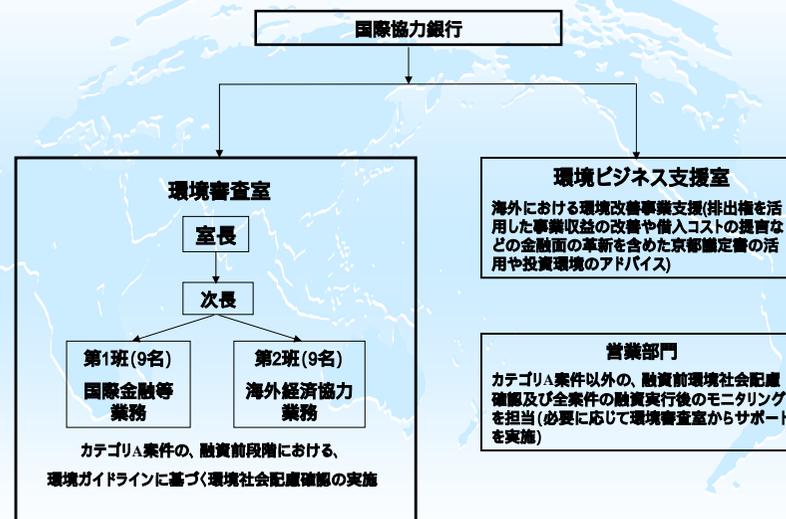
8

本行の環境社会配慮確認 にかける情報公開

- 情報公開の原則と守秘義務を両立
- 融資契約締結前にスクリーニング情報の公開
- 融資契約締結後、環境レビュー結果をホームページで公開
- 日本国内でも環境アセスメント報告書を公開
(コピーは広報センターに設置)
- カテゴリAで要求される環境アセスメント報告書の入手状況はホームページで公開

9

< 本行における環境関連部室の体制 >



10

ガイドラインの見直しと国際的な議論

国際協力銀行ガイドライン

- ・ 2002年4月1日制定。2003年10月1日より完全施行
- ・ 実施状況を確認し、施行後5年以内に包括的な検討を行って、その結果、必要に応じて改訂
- ・ 改訂に当たっては、我が国政府、開発途上国政府等、我が国の法人等、専門家、NGO等の意見を聞きつつ、透明性を確保して行う

国際的な議論

- ・ 国際金融公社(IFC)におけるPerformance Standardの導入
- ・ 赤道原則の改訂、民間銀行による採択の推進
- ・ OECD環境コモンアプローチの改訂
- ・ EBRD、ADBにおけるセーフガードポリシーの見直し

11

【ケース・スタディ】

ブルネイ・ダルサラーム国
メタノール製造販売プロジェクト
(2007年5月 貸付契約調印)

12